

## 令和4年度第3回沖縄県犯罪被害者等支援審議会 議事録

1 日時 令和5年3月29日(水) 15:30～17:38

2 場所 沖縄県本庁舎6階第1特別会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員 (7名)

- 会長：矢野 恵美 (現職：琉球大学法科大学院 教授)  
委員：池原 泰子 (現職：(公社)沖縄被害者支援ゆいセンター 犯罪被害相談員)  
委員：吉元 なるよ (現職：沖縄県公認心理師協会 被害者支援担当理事)  
委員：白井 和美 (現職：沖縄県医師会 理事)  
委員：村上 尚子 (現職：沖縄弁護士会 犯罪被害者支援に関する委員会委員)  
委員：樋口 美智子 (現職：沖縄国際大学総合文化学部人間福祉学科 准教授)  
委員：河井 由美 (現職：～犯罪被害者支援～ひだまりの会 okinawa 代表)

#### (2) 事務局 (4名)

- 子ども生活福祉部生活企画統括監、  
消費・暮らし安全課長、交通安全市民活動班長、担当主査、

#### (3) 関係各課 (2名)

- 県警察本部警務部広報相談課

4 公開・非公開の別 公開

### 5 議題

「沖縄県犯罪被害者等支援計画(仮称)」案について

### 6 配付資料

- ・次第
- ・委員出席者名簿
- ・配席図
- ・資料1 「沖縄県犯罪被害者等支援計画(仮称)」案(2023/03/29時点)
- ・資料2 計画素案から案への主な修正箇所(新旧対照表)
- ・資料3-1 計画素案に対する委員意見への県の考え方
- ・資料3-2 計画素案に対する関係機関・団体意見への県の考え方
- ・資料3-3 計画素案に対する県民意見への県の考え方(案)
- ・資料4 新たな経済的支援の検討に当たっての基本的な考え方について
- ・資料5 沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザーについて

## 7 議事内容

### 【1 開会】

#### ○事務局（奥間課長）

ただいまから令和4年度第3回沖縄県犯罪被害者等支援審議会を開会いたします。

司会進行を担当します沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課課長の奥間と申します。どうぞよろしくお願ひします。恐縮ですが、着席にて失礼いたします。

委員の皆様におかれましては、年度末の御多忙の折、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして委員の出席状況についてご報告いたします。沖縄県犯罪被害者等支援審議会規則第3条第2項によりまして、審議会の開催は委員の過半数の出席が要件となっております。本日は、委員7名中7名にご出席いただいております。よって、開催の要件である過半数の出席を満たしていることをご報告申し上げます。

ここで、恐縮ではございますが、本日からご出席いただいております沖縄県医師会理事の白井委員より、ご専門分野等を含めた自己紹介をよろしくお願ひいたします。

#### ○白井委員

初めまして。沖縄県医師会で理事をしております白井と申します。よろしくお願ひいたします。内科と小児科を那覇市内で開業しております。1・2回目、欠席となりまして申し訳ございませんでした。本日はよろしくお願ひいたします。

#### ○事務局（奥間課長）

白井委員ありがとうございました。

続きまして、本日の会議の公開についてご報告申し上げます。沖縄県犯罪被害者等支援審議会運営要領第2条により、本日の会議は公開することとなっております。報道機関や傍聴者には既にお入りいただいておりますので、ご承知おき下さるようお願ひします。報道機関の皆様や傍聴者の皆様におかれましては、会議の支障になる行為がございませんようご協力の程よろしくお願ひします。

続きまして、本日配布しております資料の確認をお願ひします。

[資料を読み上げて確認]

それでは、以降の議事につきましては、矢野会長にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

### 【2 議題：「沖縄県犯罪被害者等支援計画（仮称）」案について】

#### ○矢野会長

皆様こんにちは。会長の矢野です。よろしくお願ひいたします。本日は白井先生もお越しいただきまして、ようやく全員で議論することができます。よかったです。本日は、前回1月に開催されました第2回審議会での審議や、事務局において2月に実施したパブリックコメント及び関係機関意見照会などを踏まえまして、取りまとめられました、こちらの計画案

を皆さんに審議いただくこととなります。この委員会、いつも皆様からご活発にご意見くださいますので、今日もそのように進めていかれればと思います。

それでは次第に沿って進めて参ります。まず、本日の議題は「沖縄県犯罪被害者等支援計画（仮称）案」についてでございますが、はじめに事務局より、計画策定までの進め方についてご説明いただくということですのでよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

### ○事務局（平良班長）

〔計画策定までの進め方（事務局方針案）を説明〕

### ○矢野会長

ありがとうございます。要するに今日で一応切って、それでお金に関する問題を中心にした議論は、この計画案は施行されてからもう1回審議会を開いて、また検討するというような案が提案されたところですけども。皆様からご質問またはご意見ございましたらお願いいたします。

〔意見・質問等なし〕

### ○矢野会長

はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは肝心の議題であります、「沖縄県犯罪被害者支援計画（仮称）案」について、事務局から、一括してご説明をお願いいたします。

### ○事務局（平良班長）

〔資料1～資料5を一括して説明〕

### ○矢野会長

ありがとうございます。色々ご説明をいただいたところですので、それでは今のご説明に関して皆様と質疑応答・意見交換を行っていきたいと思います。

まず質問からいきましょうか、それとも内容ごとにしましょうか。まずこの計画案の総論部分、特に委員の皆様ご自身が意見を述べられたものについて、例えば資料3-1で回答があったと思います。そんなところ中心でも構いません。もちろん別のところでも構いません。まず総論の部分について、ご意見やご質問ありましたらお願いします。

### ○村上委員

資料3-2について、総論で検察庁からの意見を反映されて「場合によっては事件について複数回事情を聞かれたりすることがあり」とあるんですが、「場合によっては」は、削除していいと思います。基本的に複数回絶対聞かれます。なるべく聞かないようにとか配慮はあるかもしれませんが、「複数回事情を聞かれたりすることがあり」とあるので、「場合によっては」は削除をお願いしたいとおもいます。また、総論ではないんですけど同じで、こ

の各論2の5、検察庁同じところの指摘があるので、それも同じようにお願いいたします。ここまで予防線をはらなくてもいいと思います。

**○矢野会長**

ありがとうございます。個人的には全くその通りだと思うんですけど。今すぐ回答いただいた方がよいか、それともまとめて後で、どちらがいいですか。

**○事務局（平良班長）**

それでは、まとめて後程でお願いします。検察庁との調整もございますので。

**○矢野会長**

わかりました。審議会としては、「場合によっては」はいらぬのではないかと、多分皆さん思っておられるのかなと。

他にございますでしょうか。皆様が確認している間に私の方から少し。小さいことで恐縮ですけれども、資料3-1の7番のところに、米軍人等のところを質問させていただいて、ご回答いただいたところがあるんですけども。私に回答いただくというよりは、ここに書いていただくと親切かなという。「米軍人等とは、米軍人軍属及びその家族のことを言います。」と回答してくださったのですが、それを書いていただくといいかなと。

**○事務局（平良班長）**

こちらの「米軍人等」の表記は、沖縄21世紀ビジョン計画の言い回し・表現に合わせた形で記載しております。

**○矢野会長**

この表記が悪いと言っているわけではなくて、計画の中に説明を書いてくださると親切かなと。表現を変えるということは全くないです。

**○事務局（奥間課長）**

括弧書きなど。

**○矢野会長**

表記はどっちでもよくて、やはりここは沖縄にとっては大事なところなので、はっきり誰のことを言うのかというのを書いておくと親切だなということです。

**○事務局（奥間課長）**

これも後程。

**○白井委員**

過去に話題に上ってるかもしれませんが、7ページの表のところですか。交通事故発

生件数、死者数のグラフなんですけれども、令和2年で急に下がってまたちょっと上昇傾向になっている。これは統計のとり方の変化とかそういうものは全くなく、実態はこういうことで、というふうに解釈してよろしいですか。何かちょっと下がり方が急激です。何か統計のとり方が変わったのではないかという疑問がちょっと出ておりました。そこを確認させていただきたいのと、もし可能であれば下がったことの要因について一言、統計のとり方が変わっていないのであれば、この急激な減少の原因について一言触れていただければ、疑問が解消しやすいのではないかと思います、いかがでしょうか。

#### ○事務局（奥間課長）

これにつきましては、県警察の方で持ち帰って、また調べてご回答するというごことをお願いいたします。

#### ○矢野会長

即答できないということかと思えます。後でお答えいただければと思います。多分、何か事故、バイクの事故がすごく減ったので、左側車線だけを走ることを今日からやめますみたいなのをやっていたらもしかしたら実際に減ったっていうことが、広報活動等々色々、あるかもしれませんけれども。ぜひご記載いただければと思います。

併せて統計の件で、犯罪統計の件で、委員の皆様にも少しご意見をいただきたいところなんです。国全体のものと、県のもの両方載せるのかなとイメージを实はして、今見たら最終的には県のものしかないの、これ国全体のものも。要するに県にはないデータ、私がずっと言っていて申し訳ないですけど、加害者と被害者の関係のところは県がないというのであれば全然問題ないんですけど、少なくとも全国的には犯罪白書に毎年載っているの、その辺なんかを含めて、国と県の犯罪に関するデータがあった方がいいのかなと。同じものがあればもちろん両方載せて、ないものはどちらかでいいんですけど、例えば、軍属調べていただいて、これすごくいいなと思っているんですけど、これはおそらく国全体では逆はないかもしれない。それはそれでいいと思うので。何か県だけじゃなくて、国と県がわかったほうがいいかなと思えますが、委員の皆様いかがでしょうか。

とりわけ、今年おそらく性犯罪規程が大きく改正になるんですね。だけどその時に、学生含めて性犯罪って見知らぬ人に外で襲われると多分思ってるんですよ。だけれども、大半の性犯罪は知り合い以上、顔見知り以上の間で行われるということ、ぜひ多くの方が知った方がいいと思う。そうじゃないと被害者支援に誤解が生じるかなと思うので、そんなわけでちょっと国のデータも、もし可能であれば載せていただければと思います。

#### ○事務局（奥間課長）

これにつきましては、国のデータがあれば、掲載することを前向きに検討いたします。

#### ○矢野会長

そうすることで、県の状況も見えてくるかなと思えます。

ほかに総論の部分を、皆様たくさんご意見を出してくださっていますので、ここの回答で

はないなどでも結構です。よろしいでしょうか。では、たまたま後でその部分が見つかったら、言っていただくということにさせていただければと思います。

あと1点、これも委員の皆さんにちょっとお伺いしたいところなんですけども、案の12ページに、絵を入れていただいて、これすごくわかりやすいなと思っているのですが。ここに、二次的被害という言葉はここにはないですが、入れなくてよいでしょうか。この図の1から5のどれが二次的被害かがまた分けにくいなと思うので無くてもいいのかとも思いますが。結構、二次被害のこと後ろの方には出てくるけど、ここには全く二次被害の言葉はないんです。難しいですね、1から5のどれが二次被害かという、ちょっとそういう分類でもないような気がする。委員の皆様どうでしょうか。これはこのままでいいですかね。

### ○吉元委員

私は、今のご意見聞いて、入れたほうがいいかなと。SNSとか、そういったものは多分ここからは想像できないかもしれないので。周囲の人の言動はあるんですけど、こっちが媒体を使った形のこの誹謗中傷がある。しかもそれが拡散しやすいっていうことがあるので。後にたくさん出てくるんで、入れてもいいのかなと思いました。

### ○白井委員

一次被害がないように感じます。少なくともこの方が傷ついた状態になっていただいていた方が、何らかの形で、象徴するような形で、何らかの被害がこの方の肉体とかにあるというような表現ですね。そういったものがまず一次被害があって、それにこういったこの1から5のものが加わってくるという形ではないでしょうか。なので、真ん中の方には、事件が起こった直接の結果が何もなくて、こういった周りのものだけがあるみたいに受け取れる表現なのでこの絵では。象徴的なものとして、この方が何らかの傷を負ってらっしゃるとか、そういったことを一次被害がもうあるということ何か表現していただいて、その方にこういった心身の不調とかそういったさらなるものが加わってくるという考え方の方が分かりやすいのではないのでしょうか。

### ○矢野会長

おっしゃる通りだと思います。これ多分、即答できないと思いますので。

### ○事務局（平良班長）

こちらのイラストが、平成25年のハンドブックのイラストを載せており、今、改訂作業してまして、二次的被害も当然生まれた形でこの項目に合わせてやっていきたいと思えます。

### ○矢野会長

わかりました。ここ書いていただけるということですので、また改めて改訂したものができたら、見せていただければと思います。

そうしましたら各論の方、たまたま見つけたら討論戻っていただいて構わないんですが、

各論の方で何かご意見ございますでしょうか。

**○村上委員**

質問でもあるんですけども。計画案 17 ページ、この経済的支援の見舞金制度のところなんですけれども。先ほど冒頭の説明で、この計画を作った後に、令和 6 年年度の予算要求のために、この見舞金の具体的な基準とか内容を、また審議会で検討するという事だったんですが。それはどういうものとして策定される予定なのか

、何か見舞金支給基準要綱みたいなものなのか、どういうふうに考えておられるのかをお聞きしたいのと。あと、議事録に残してもらいたいんですが、この見舞金だけではなくて、この基本計画後の支援制度の仕組みとか、経済的負担の軽減に資する施策について検討していくということについてもこの審議会での議論の内容に入れてもらいたいということを、意見としてお願いいたします。

**○矢野会長**

この件は、沖縄弁護士会からの意見のところにも何回も出していただいているところで、要するに、ここがお金のことは、これが一応できた後、年度明けにまた審議いただけるということであれば、今日これをある程度、めどがつかますというふうに、おそらく皆さん思っておられるんじゃないかなと思うんです。そこの見舞金含め、お金のことはどうなるかわかりませんが、多分そういうご趣旨じゃないと思うんですけど、どうなるかわかりませんということであるならば今日多分、もっと大もめするかというところで。そこら辺の見通し、見舞金に限らず、他のいろいろなこともご検討いただけるのかどうかと、どうなるでしょうか。

**○事務局（奥間課長）**

まず経済的な支援策につきましては、資料 4 にございますけれども、今後は見舞金を優先事項として取り組んでいきたいと考えております。といいますのは、見舞金につきましては、国から地方公共団体へ導入が要請されてる状況でございますので、これについては、迅速な支給と幅広い用途で活用できるメリットがございますので、有用であると考えております。また、被害直後からで当面必要な経費、例えば、引っ越し費用、通院費、弁護士費用、裁判費用、出廷等の交通費、当面の生活費等を迅速に支給できるとともに、使用用途が限定されていないため、被害者のニーズに柔軟に対応することができるということで見舞金は、優先的一義的には考えているところでございます。また見舞金以外の支援施策や本県特有の事情を踏まえました仕組みにつきましても、重要な課題と一つであると認識しておりますので、そのあたりも今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

**○矢野会長**

今後の検討がどれぐらい、具体的にここから少しわかると皆さんも安心するかと思うんですけど。ここに書いておられたように、再来年度の予算取りのために、来年度の割と早い時期にやりましょうという理解で大丈夫でしょうか。

**○事務局（奥間課長）**

今回の第3回審議会の中で、例えば計画の方は、計画策定ということを決定しまして、それを受けて、第3回で審議会は一旦終了ということで考えております。そして、次年度、令和5年度に、再度また審議会を開いて、こういった優先的なものはやはり見舞金ですけれども、今後、それについては次の次年度の審議会の方でその内容について考えていきたいと、議論していきたいというふうに考えているところです。

**○矢野会長**

村上委員、大丈夫ですか。

**○村上委員**

はい。

**○池原委員**

ちょうど見舞金の資料4のものがあつたので少し関連して。先ほど一番最後のページ5ページでA B C Dのケースの話がありましたけれども、ちょっと気になったのが、確かにC Dで、脚注に住所を有する県外自治体の見舞金制度の対象となるとあるんですけど、例えば、すべての県で見舞金制度が全部あるんでしょうか。その漏れるところとか、もうほとんど出てきてはいると思うんですけど、その辺で引っかけられないところというか、該当しないところが出てこないかなというのがすごく気になる場所ですね。

**○事務局（平良班長）**

おっしゃる通りで、ない自治体もございますので、その辺はちょっと課題だと思います。あるところは、それを活用していただくと。

**○矢野会長**

大きい問題ですよ。ない自治体があるということと、あとは、あつたとしても例えば先方は起こった場所で払ってくれというふうに規定されている可能性もありますね。自分の県、自治体だったら払うけど、自分の自治体の住所がある人でも被害があつたのが他だったら、そっちでもらってくれという規定になっているところもなくはないかもしれないので心配なところではありますね。だから沖縄県の方じゃないのかもしれないけど。ちょっと気にはなるところです。特にここにもありますように、観光県だということと、あと、今お話にありましたように、これって自治体特有の事情のことも考えていいよっていう作りになっていることを考えると、観光県であることにかんがみて、沖縄県の場合は沖縄県で被害に遭った人の面倒は沖縄が見るということもなくはないと思うんですね。絶対そうしてくださいっていうことではないんですけど、考える余地はあるかなというふうに思うのと。あと、ちょっと気になるので、それと同じ話なんですけど、この軍属の人にかかわらず、外国人観光客の方が被害に遭ったときはもう全くフォローできないということになりますけれども、果たしてそれでいいのかな。というのもこれも全く同じで、ものすごく手厚い国から来てる方もいて、自国の国民が海外で被害に遭ったときには面倒見ますっていう法律を持っている国



もちろんある。一方で、そもそもその国自体そういうものが全く整理ないような国からいらしてることもあり得るので、これは今すぐ回答出してくれってということではなく、来年度以降ちょっとできれば、考慮いただく余地もあるのかなと思っております。観光県をうたい、多くの海外からも観光客来て欲しいなと言っているのであれば、被害に遭われた時にも、沖縄県は考えますよっていうのも、いいアピールになるんじゃないかなと思うところです。

他にございますでしょうか。

#### ○白井委員

計画案 21 ページの 18 番「精神通院医療の公費負担」の部分ですが、私はこの精神科の法律面は詳しくありませんが、この文言を読む限り、犯罪の被害を受けることによって、二次的に、とか或いはそのこと事態によって、何らかの精神疾患を発症された方に対する医療というよりは、もともと精神疾患を持っていらっしゃる方の持っておられて通院していらっしゃる方の医療については、補助しておりますみたいな書きように見えるんですけども。この中には新たに身体的な被害、犯罪の被害によって発生したものも含まれると考えてよろしいかどうかということを確認させていただきたいと思います。

#### ○事務局（奥間課長）

こちらの回答につきましては、保健医療部地域保健課に作成を依頼しているところで、書いてもらった文言を掲載しているところですので、こちらから所管課であります地域保健課に確認とります。

#### ○矢野会長

このもともと疾患をお持ちの方への支援もとっても大事なんですけども。白井委員がご懸念なるように、犯罪被害によって精神疾患になってしまう方への支援がメインですよね。ないということは無いかと思いますが、ご確認お願いします。

#### ○池原委員

自立支援医療の関係だと思うんですけど、実際被害にあって、病院に通って、必要な人はこの制度を使っていますね。

#### ○吉元委員

はい。

#### ○矢野会長

やっておられるということですので、ぜひちょっと書き出していただければと思います。この精神被害、PTSDとかが非常に大きい問題ですので、ここはぜひしっかり書いていただければと思います。

他にいかがでしょうか。

### ○吉元委員

計画案 18 ページの民間住宅の入居支援。これ村上委員が指摘されたところ、そのまま多分なっているので、これ多分、抜けちゃった記載、転載ミスかなと思うんですけど、その部分と。あとは 30 ページの方で、基本方針 5 の現状と課題の 3 行目の部分は二次被害になっていて、比較的、二次的被害と「的」が入っているので、もしかしたらそろえた方がいいのかなというふうに思った点と。あと 35 ページの相談及び情報の提供等の現状と課題、6 行目、ここで「個々の対応や手続きにおいて関係機関等から判断を迫られ」とあるんですけど、例えば待てるものは待って欲しいですし、でも、具体的には思い浮かばないんですけど、制度上どうしても期限があったりとか、早めに手続きをしないといけないものに関しては、おそらくどうしますかってことは、関係機関言わなきゃいけないと思うんですよ。なので、この部分を例えば、「個々の対応や手続きに関する意思決定をしなければならず」という記載にするのはどうかという意見です。

### ○矢野会長

最初に、入居の方の 18 ページ、ここに反映されてない。村上委員からのご指摘のところが、直しますとなっているけれども 18 ページに反映されてないってことですね。

### ○事務局（平良班長）

協議会が実施主体となりまして、誰の取り組みか分かりにくかったので、主語である「協議会」を追記しました。県は協議会の取組を支援するということです。

### ○矢野会長

もうひとつ、35 ページ、これすごい大事なところですけども。判断を迫られて大変だけどどうするかというのは、相談窓口の提供しかないということですかね。

### ○吉元委員

実際に、困っている方もいらっしゃると思いますし、とはいえ、この手続きをする側の立場としても、決めてもらわなきゃいけないとか、逆に先に決めといても後でキャンセルできるかわかんないですけど、いろんな支援制度があるので、それをすべて判断を迫られて書くとはなかなか窓口としても難しいところもあるのかなと思って、「個々の対応は手続きに関する意思決定をしなければならない」というふうを書くのはどうかかと。

### ○村上委員

関係機関から迫られというよりは、必要があるからですよ。であれば、もう少しやわらかい表現で記載してはどうでしょうか。

### ○矢野会長

例えばこの情報提供。司法手続きの 1 ヶ所ずつからいるかいるかって聞かれるんですけど

ど、それはハンドブックに書いてあるからという回答だったんですけど。その辺をアドバイザーの方が支援していただくということでもいいんでしょうか。一括的に何をしたらいいかというのはい。

#### ○池原委員

犯罪被害者等への直接的なそういった支援に関しては、ゆいセンターであったり、ワンストップ支援センターであったり、それぞれの支援機関があると思いますので。

#### ○矢野会長

そしたら、そこへ行ったらいいですよといふように書いたらいいですかねここは。「関係機関等から判断を迫られさらなる困難に陥る場合があります。」だから相談に行ってください、この窓口ですよという流れなんですかね。関係機関から判断しないといけないことは逆らえないので、しかしそういったことがなかなか大変なので、こういった窓口をここにご紹介しておきますという感じにすればいいでしょうか。

#### ○事務局（大城統括監）

今議論していただいている部分は、現状と課題ということで、現状、犯罪に遭われた被害者等がこういうどこに相談していいのかわからないとか、あと手続きに行っても関係機関の方からいろんな判断を迫られて、さらに困難に陥るような場面がありますという、そういう現状があって、このために必要な情報の提供や助言を行うことが求められていますよ、という現状と課題を述べて、その取り組みとして今おっしゃったように、相談窓口を教えてそこにつなぐことが大事ですね、必要ですねということで、36 ページの方に具体的な主な相談窓口として、こういうような相談窓口がありますということで一覧を載せているということで。35 ページの方で、具体的施策で(1)相談窓口、施策 68 番で、県における犯罪被害者等に関する相談体制を整えますよ。具体的には、36 ページに書いているように、具体的にこういう関係機関がそれぞれの場面、対象者に応じた相談窓口を設けていますので、そこを紹介しているというような、そういう流れで記載させていただいております。今ご指摘のあったように、関係機関とか判断を迫られというような、この表現が直接的で少し別の表現に変えたほうがいいのではないかとということであれば、表現はまた事務局の方で検討いたします。ただ書いている内容というのはそういう意味で書かせていただいておりますので、そこはご理解いただければということと考えております。

#### ○白井委員

論旨の持って行き方が少し混乱しているように、この書きぶりでは思います。現状の課題が4行にあるのは大体内容的にこういうことなんだろうなと思いますし、他の委員の方からちょっと表現について、もう少しやわらかくというご意見があればわかるんですけど、その次の、このため以降、このためどうするかというのは、「このため、犯罪被害者が直面する様々な問題について相談に応じ、犯罪被害者等が安全、安心して日常生活を送れるように助言等を行います。」ということですよ。この「犯罪被害者等が安心して日常生活を送れる

よう」が先に入っていることによって、何かわからなくなっちゃうかなと思いますので、それはもうちょっと文言の入れ替え等をちょっとお考えくださって、結局ここで何が言いたいのかというのは、戸惑っている被害者の方に的確な窓口を紹介する、ということが言いたいとだと思いますので、それがスパッとわかるような文章にさせていただいた方がわかりやすいかなと思いました。

#### ○事務局（奥間課長）

それにつきましては、委員ご指摘の通り文言を入れ替えて、意味がよく分かるようにしたいと思います。

#### ○樋口委員

この 35 ページのところの基本的な方針は、相談及び情報の提供ということになっていて、先ほど吉元委員がおっしゃったのは、いわゆる相談の中には意思決定支援が含まれるということがとても重要ということが多分おっしゃったんだと思いますので、どの程度その言葉を入れるかということだとは思いますが。なので、相談窓口がわからなくて相談ができないということが書かれていますけど、その相談する様々な手続きのところ、やはり意思決定的な細かな支援が必要という、或いはそれが必要となるということをきちっと入れるということが趣旨かなとは思いますが。そのあとに、適切な情報提供、その方に合った情報提供や助言を行う、そういう流れだと整理できるのではないかなと思いました。

#### ○矢野会長

それに関係して、ちょっと私がいかがなかったのは、具体的施策で相談窓口があるんですけど、ここに書いてある施策名 68 と、後ろの主な相談窓口一覧との関係がわからなくて。どこかにワンストップ的な、県の相談窓口がワンストップ的に相談を受けて、他をカバーするというか、ここにいったらいいですよと言うってということではないのですかね。そこがよくわからなくて。この総合というのがあるじゃないですか。だけど、警察安全相談は緊急の対応を必要としている人は駄目なんですよ。しかも警察への相談全般だと。そうすると、そうじゃなく、どこで何を相談したらいいかわからない人はどこに行けばいいのでしょうか。それはこの施策 68 の話ではないということでしょうか。

#### ○事務局（奥間課長）

私ども消費・暮らし安全課で、犯罪被害者等支援総合窓口がありますので、例えばどこに相談していいかわからない、そういったご相談は消費・暮らし安全課にご相談していただければと思います。直通の電話がございます。

#### ○矢野会長

だもしましたら、それをこの 35 ページに書いてくれるとすごく親切だと思います。そうします。

### ○村上委員

そして、この35ページに連携のイメージ図とあるんですけれども。組織Aと組織Bが本当に緊密な連携をされるような体制にあるのか、ちょっと心配なのと。今言われた件であれば、むしろこの総合窓口がまずあって、そこからいろんな関係機関につなぐ、みたいな図にしたほうがいいように思います。

### ○事務局（平良班長）

総合窓口のところなんですけれども、33ページの施策番号62番のところ、アドバイザーの配置の中に県の総合支援窓口というのを記載しております。そこで、連携強化といったことを、こちらに記載しております。

### ○矢野会長

そうすると、この話とこの話が繋がっているのかがよく分からなくてもいいので。総合窓口やアドバイザーの方を置いて、そこに相談したらいいよということであれば、ぜひそれを皆さんに分かりやすいように書いていただくといいのではないのでしょうか。35ページの、村上委員からご指摘あったんですけど、そこから紹介していくような図にしてもいいのかなと思います。

他にございますでしょうか。

### ○河井委員

計画案の34ページにある施策66「関係機関団体との連携の推進」ということについて、私が前回質問した項目で、資料3-1の7ページの26番に、県の考え方という方針が載っているんですけれども。その県の考え方の3段落目のところからなんですが、「連絡協議会の活動状況を公開することや」というところなんですけれども。「連絡協議会は任意の協力を前提とした団体であり、計画に役割等盛り込み、加盟団体に責務を課すことはなじまないため」というようなことが色々書いてあるんですが。基本的に、連絡協議会というのが全国にあって、それは警察が主導で関係団体を取りまとめているはずなんです。なので、もちろん任意団体ではあるんですけれども、警察庁がやりましょうということで動いている団体なので、それがどういうふうに行われているんですかということをご公にしてもらいたいというようなことを言ったつもりだったんですけれども。その辺について、県警察の方がいらっしゃるので、お話が聞けたらな、と思います。

### ○関係各課（県警察本部警務部広報相談課）

私たち警察は連絡協議会の事務局ですので、加盟している団体に、このような意見があったということを伝えて、協議会としてどういうふうに対応するかというのは、協議会に諮らないといけないというところでもありますので、その辺について持ち帰ってまた協議会の方に連絡したいと思います。

### ○矢野会長

警察主導でやったださっているということですので、ぜひ計画に載った方がいいですよ。むしろせっかく活動しておられるのに載ってないことの方が残念なので、こんなふうにやっていますよというのは、知らしめていただいた方がいいのかなと思います。今決定してくれということではなくて、お諮りいただいたらと思うんですけども。ぜひ、せっかくやっておられるのであれば、どんなふうにやっておられるのか、別に強制するという趣旨ではなく、公表していただくと、皆さんによく見えていいのかなと思いますのでぜひその旨をお伝えいただいて、回答を反映させていただければと思います。

他にございますでしょうか。それでは、私から1点。盛り込んでいただいているのはよく分かっていて、もうちょっと書きぶりを厳しくしたらと思うのが、市町村が全然動かないじゃないですか。条例を作るという話も、なかなか聞こえてこないような話を伺うところで。でも、市町村1個も条例持ってないところは多分もう本当にあんまりなくて。市町村はもうちょっと危機意識を持ってやっていただかないとできない部分が出てくると思うので。協議会みたいなのを開くというふうに書いてくださっていましたよね。市町村集めて会議をやるみたいに。それはそうなんすけども、定期的に条例を作るよう働きかけるみたいな、もう少し市町村もやっただささいねというのを県が働きかけますみたいなのをもう少し何か書いてもいいのかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。ここに書いておくと、働きかけやすいと思って。書いてないのになんで言うのかと市町村に言われるよりは、やっぱり市町村が動いてもらわないと県だけでは限界があると思うので。動いてもらえるように、働きかけますよみたいに、ここに書くと働きかけやすいかと思うんですけど、難しいでしょうか。

### ○事務局（奥間課長）

県の方では、市町村向けにおける総合的・計画的な犯罪被害者等支援の充実に向けて、私ども、7月で制定しました条例に基づきまして、市町村が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策について、情報の提供、技術的な助言その他の協力を行うこととしておるところです。現在、確かに市町村で条例制定しない状況がございますが、これ全国を見ますと、秋田県を含む9府県が、市町村条例が制定されていない状況がございます。県としましては、今後、市町村出前講座とかですね、支援アドバイザーによる個別巡回訪問など、犯罪被害者等支援等に関する情報提供や、技術的助言を行ってございまして、令和5年度は引き続き取り組みの充実を図って、また強化をしていきたいと考えております。また、市町村における条例制定の主体的な取り組みが促進されるよう、先ほども会長からもご意見ありましたけども、市町村会議の開催等を通して、緊密に連携していきたいと考えております。少なくとも、問い合わせ等があれば、私ども、ゆいセンターと連携して出前講座等も実施したりですとか、去った1月にはうるま市に行って、色々相談しました。やはり市町村では、マンパワーが足りないということが一義的にはございます。そういった声もございまして、ただ、もう一つは、相談件数が少ないということもございましたので、その辺りが、周知が不足しているかとも考えられますので、県として、例えば市町村の広報誌とか、ホームページもきちんと掲載するように、積極的に働きかけていきたいと考えております。

### ○矢野会長

考えようだと思っていて。お金が関係してくるので、数が少ないならやれるでしょうと実は思うんですね。ものすごくたくさんあるからとてもお金が回せませんというのであれば、困ったなって思うんですけど、逆に数が少ないのであればお金も出しやすいのではと思っております。皆さんもそう思ってることは十分分かっていて、色んな自治体を回っておられることも分かっているので。それが、自治体にもう少し届けばいいなというところです。もし、皆さんが動きやすいように、書いていただけることがあるなら、書いていただければと思います。

あともう一つは、やはり被害者の問題というのは、警察やっぱり主導になってやられる部分も多いので、ぜひ県警のほうで地元の警察にもうちょっと頑張ってもらっていただいたりするようなことがあってもいいのかなと思っております。期待しております。

他にございますでしょうか。

### ○白井委員

26 ページの施策 36「再被害の防止に資する適切な加害者処遇（ストーカー事案、DV事案）」の部分で意見を述べさせていただいておりますが、これ一応、原文通りということなんですけれども。これ実際問題としましては、特に医療の部分では、県内の医療資源という部分で、特別なやはり先生しか、こういった病気に対する治療ができないという現状がありまして。加害者の方の治療と、被害者の方の治療が、同じ医療機関に依頼がいく、という事例が実際に出てきて、その医療機関は大変困られまして、結局お受けできないと。リスクを犯すことができないからお受けできないというようなことが、実際ございました。やっぱり医療機関の先生の方から、そのあたり、特殊な分野は専門家が大変少ないと。県内の特殊な事情、やはり離島であるというような事情があって、そういうものを扱える専門家が少ない中では、そこの辺り治療に関しましては、カウンセリングまでは安全に行える場合があるかもしれないけれども、治療においてはそう特段の配慮が必要であったり、同じ医療機関になるために、どうしても治療してあげたいけれども、リスクは犯せないというような医療者の苦渋の状態があるということをちょっとだけご紹介させていただき、こちらに反映していただかなくて結構ですけれども、そういう事情があって、ご協力できない場合もあるという、そこはご理解いただきたいと思えます。くれぐれも、その嫌でとか、面倒でとか、ということではなく、やはりその方の安全を見た場合、配慮したというか考えた場合、絶対にあってはいけないことが起こっては困るので、同じ医療機関ではできない。けれども、専門家はそこにしかいない、という事情があるということをご理解ください。と言われてきております。よろしく申し上げます。

### ○矢野会長

書き方は難しいと思うんですけれども、県内にいらっしゃる数少ない専門家の先生方を精査してといますか、被害者だったらこの方、加害者だったらこの方、両方やらなきゃいけない場合もあるのかもしれませんが。そういった県内の専門家の先生方との連絡網を作りますとか、なんかもう少ししていただいたらいいですかね。ここざっくりだと、さっきお話

があったように、被害者の方もやってるんだけど、加害者も頼まれても困るというようなことが起こるのかなと思いますので。どの先生とか、どの病院がどういうことやっておられるかというのを把握しておられるんだと思いますけれども。把握した上で、この件で被害者はここに頼んでいるとか、では加害者はここには頼めないとか、そういうのを少し情報整理していただくというようなことを、書いていただくのは可能でしょうか。

#### ○吉元委員

県警の加害者カウンセリングなんですけど、結局加害者の同意がないとカウンセリングに繋がらないんですね。本当に必要だろうと思っても、その加害者が同意しなければそこに行かないというのと、警察でも何度か県の精神科の協会にお願いしたりしていると思いますが、実際に県内で加害者臨床している先生方はあんまり聞いたことがない。特にストーカーに特化しては。なので、いろいろ難しいところなのかなとも思います。

#### ○矢野会長

ちょっとここ難しくて、要は今おっしゃった通りで、加害者の方に強制的に治療を受けさせる制度が日本に存在しないので、そこが一番大きい問題だと思うんですよ。私、治療を受けたいと加害者が手を挙げてくれればまだよくて、多分そういう加害者はほとんどいないというのが問題だと思うので、警察もいご苦労なさってるところだと思うんですけども、ご専門の先生が非常に少ないということですので、その辺の情報を整理しますみたいな感じにもし書き足せたら、少し安心かなと思います。

#### ○事務局（奥間課長）

それにつきましては、こちらの所管であります警察本部生活安全部人身安全対策課に、委員のご意見をお伝えします。

#### ○池原委員

施策の40番と51番の関係ですけれども。職員の研修の関係で、40番は県・市町村ということで、だから市町村を追記しました、とありましたけれども。51番では、庁内関係部局職員となっていますが、これはあえて分けたのか何かないと思ひまして、確認です。

#### ○矢野会長

おそらく結論として、両方やってくださるということだと思うんですけど。

#### ○事務局（平良班長）

51番は県職員向けの研修ということで、市町村向けは39ページの78番の施策に分けて書いております。

#### ○矢野会長

再掲と書くと、そこは誤解を生むかなと。相手方が違うのであれば、必ずしも再掲ではな



いのかなと感じます。結論としては両方やったださるってことだと思うので。

他にございますでしょうか。では、私から1点。民間支援団体に対しての支援、経済的支援を書いてほしいというご意見が、ゆいセンターからありましたが。経済的支援も含まれていますというご回答だったと思って、それはその通りだと思うんですけど。経済的支援が特に必要だっていうのがあるのかなあというのがちょっと思うので。支援全体の中にももちろん経済的支援も入っているんですが、特に経済的支援を含めてみたいに明記していただくと。やっぱり支援団体の経済的支援は、すごく大きいと思うので。これもちょっとお金が絡んで恐縮なんですけど、もし可能であれば言いぶりの中に経済的支援という言葉も入れていただけたらなと思います。

#### ○池原委員

多分この書きぶりは、ゆいセンター自体への財政強化だと思うんですね。

#### ○矢野会長

とても大事ですね。

時間も押して参りましたが、いかがでございましょうか。今回で1回切りますので、遠慮なく何かありましたら言っていただい。大丈夫でしょうか。だ。いぶ。県に頑張。って。いただ。い。と思。っています。ただ、経済的支援はこれからも色々とお願。い。したい。ので、これ。引。き。続。き。と。いう。こと。で。それ。で。一。応。です。ね。予。定。の。時。間。参。っ。て。お。り。ま。す。の。で、本。日。の。審。議。は。こ。の。あ。た。り。で。終。わ。ら。せ。て。い。た。だ。い。て。こ。の。審。議。会、今。日。最。後。は。白。井。委。員。に。も。ご。参。加。い。た。だ。く。こ。と。が。で。き。て、女。性。ば。か。り。は。ど。う。な。の。か。と。私。実。は。言。わ。れ。た。ん。で。す。け。れ。ど、今。ま。で。男。性。ば。か。り。の。審。議。会。が。い。っ。ぱ。い。あ。っ。た。の。で。女。性。ば。か。り。だ。っ。て。い。い。じ。ゃ。な。い。と。思。っ。た。次。第。で、非。常。に。皆。様、活。発。に。参。加。し。て。い。た。だ。い。て、い。い。議。論。が。で。き。た。ん。じ。ゃ。な。い。か。な。と。思。っ。て。お。り。ま。す。

それでは、ここまでのこの計画案、委員の皆様にご承認いただいたということを確認したほうがいいですよ。では、ひとまずここで1回切って、この案を出していただくということで、よろしいでしょうか。

[各委員、異議なし]

#### ○矢野会長

本当にありがとうございました。きっとまだまだ気になるところがあると思うのですけれども。とりあえず、案を出して、4月からこうやっていただくというのが大事かなと思いますので。本当にありがとうございました。

それでは、進行事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

### 【3 その他（謝辞、事務連絡）】

#### ○事務局（奥間課長）

矢野会長、委員の皆様、ありがとうございました。それでは大城生活統括監から謝辞を申し上げ、その後、事務局から事務連絡がございます。よろしくお願いいたします。

### ○事務局（大城統括監）

矢野会長をはじめ、委員の皆様、長時間にわたるご審議ありがとうございました。昨年11月に、この審議会を設置いたしまして、皆様、委員にご就任していただきました。また、そのときに知事からの諮問ということで、これまで3回にわたって、「沖縄県犯罪被害者等支援計画」のご審議をいただいております。本日の計画案の取りまとめに至るまで、5ヶ月間という短い期間ではありましたが、その間に3回、審議会開催してご審議をいただいております。委員の皆様から、色々貴重なご意見を賜りましたことに対しまして、改めて御礼申し上げたいと思います。本日、皆様からご承認いただきました、「沖縄県犯罪被害者等支援計画」につきましては、令和5年度の早い時期に策定を目指し、本日、色々またご意見もいただきましたので、そういったご意見も反映させた上で、最終の策定作業、今後取り組んで参りたいと考えております。委員の皆様におかれましては、本県の犯罪被害者等支援の一層の推進に、引き続きお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

### ○事務局（平良班長）

事務局から連絡事項3点、ご連絡いたします。

まず1点目です。公表用議事録の確認依頼について。本日の会議結果につきましては、「県の附属機関等の会議の公開に関する指針」に基づき、公表することになっています。後日、事務局の担当者から、委員の皆様へ議事録の確認を依頼させていただきますので、ご協力をお願いしたいと思います。

2点目です。計画策定に係る今後の進め方、スケジュールです。本日ご説明しました計画、その素案に対するパブリックコメントの結果につきましては、この会議終了後、県のホームページで公表を予定しております。計画の策定につきましては、4月から5月にかけて、審議会の矢野会長から知事への答申を行っていただく予定で、内部で調整を進めていきたいと思っております。日程が決まり次第、委員の皆様にご連絡いたします。

3点目。令和5年度の会議の開催についてです。統括監からお話ありました通り、令和5年度の会議開催につきましては、事務局で持ち帰りまして、検討の上、委員の皆様を開催時期等、改めてご連絡差し上げたいと思っております。

事務連絡は、以上でございます。

### ○事務局（奥間課長）

以上をもちまして、令和4年度第3回沖縄県犯罪被害者等支援審議会を閉会とさせていただきます。本日は、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

### ○矢野会長

それでは、最後に1個だけ。やはり、沖縄県独自のものが、ちょっともう少し入れたらよかったなと個人的に。さっきの観光客のこととかですね。あと性の多様性の問題、河井委員からも挙げてくださってましたけれども、私も、例えば見舞金とかが本当に同性カップルの

方にもちゃんと行き届くかとか、その辺ちょっと気になってるいところがあって、沖縄県独自で、県で宣言してたりもします。次回、ぜひ、令和5年度の際には、もう少し県独自のところを進められるよう、一緒にやらせていただければと思います。

どうもありがとうございました。